

事務連絡
令和2年9月15日-1

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

11月末までの催物の開催制限等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から11月末までの催物の開催制限等について、別添のとおり依頼があった旨の事務連絡が国土交通省自動車局よりありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

以上

